平成２３年（フ）第２６３７号
名古屋市名東区貴船１丁目139番地　ＯＡＫ－１－２Ａ号
債務者　千賀　　章
1　決定年月日時　平成24年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　樅木　良一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月10日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年４月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３０５６号
愛知県半田市北二ツ坂町２丁目13番地の17半田第３ロイヤルマンション803号
債務者　ＲＡＴＵこと　山﨑　邦夫
1　決定年月日時　平成24年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松本　卓也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月10日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成24年４月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第６０９号
愛知県豊田市東山町２丁目1555番地１　市営Ｂ―302号、前住所愛知県豊田市美里２丁目17番地７
債務者　西部　美香（旧姓河野）
1　決定年月日時　平成24年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　白鳥　亜紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月14日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第３２０６号
札幌市白石区本郷通８丁目南１番２―405号
債務者　澤田　行雄
1　決定年月日時　平成24年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　丈晴
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月９日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年５月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２号
北海道苫小牧市豊川町３丁目21番19号　コーポ恵102号
債務者　坂上喜代一
1　決定年月日時　平成24年１月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　亀山　健太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月17日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第２７３号
群馬県邑楽郡邑楽町大字中野4708番地５
債務者　小幡とき江
1　決定年月日時　平成24年１月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２４年（フ）第９号
群馬県邑楽郡板倉町大字岩田1820番地　ハイツフィフティストーム板倉Ｂ―202
債務者　武藤　春男
1　決定年月日時　平成24年１月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２４年（フ）第１１号
群馬県邑楽郡大泉町北小泉３丁目17番25号
債務者　内田　　愛
1　決定年月日時　平成24年１月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第３１５８号
名古屋市中区栄１丁目21番17号　つばめ栄ビル808号、住民票上の住所名古屋市中区栄１丁目21番６号　つばめ栄ハイツ403号
債務者　本間　敏朗
1　決定年月日時　平成24年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１号
滋賀県長浜市朝日町23番28号
債務者　稲垣　静江
1　決定年月日時　平成24年１月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２３年（フ）第８０６４号
大阪市淀川区木川西１―12―17　ラフィーネ新大阪205号、住民票上の住所神戸市灘区桜ケ丘町15番65―403号
債務者　魚住　泰二
1　決定年月日時　平成24年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８１７５号
大阪市住之江区浜口東３丁目８番９号　ヴィアンテ住之江405、前住所大阪市西成区南津守７丁目４番32号
債務者　香川　　薫
1　決定年月日時　平成24年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８２９８号
大阪市平野区長吉長原３丁目17番12号　メゾンクレール602号
債務者　伊藤　恒彦
1　決定年月日時　平成24年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８３７３号
大阪府交野市藤が尾１丁目４番５棟202号、前住所大阪府交野市郡津５丁目67番８号
債務者　東　　直子（旧姓澁谷）
1　決定年月日時　平成24年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８５７３号
大阪市北区長柄東２丁目５番２―204号
債務者　松田　貴子
1　決定年月日時　平成24年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８７２８号
大阪市旭区大宮１丁目14番18号　エクセレント山崎702
債務者　薮田　彩香
1　決定年月日時　平成24年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８７４１号
大阪府大東市深野３丁目19番１号　グリーンアベニュー壱番館401
債務者　新和電気こと　新井　和弘
1　決定年月日時　平成24年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部